

【Q10】 契約義務の履行に関して、Time is of the essence of this contract といった文章を見かけます。この規定の意味を教えてください。

【A10】 Time is of the essence of this contract. を直訳すれば、「時間はこの契約の根本的要素である。」となります。これだけでは何のことか分かりにくいのですが、契約上の時にかかわる規定であることは察しがつきます。

契約には、履行時期や支払時期、有効期間など時にかかわるとりきめがよくなされます。ある契約で利息の支払時期を 1998 年 4 月 30 日と定めてあり、他方で支払期限に遅れたときは債務不履行(default)として、相手方当事者には解約権(right of termination)を生じさせることになっているとします。規定の上からは、同年 4 月中に支払うことができず 1 日遅れただけでも解約権が生じてしまいます。

ただ、これではあまりにも杓子定規の解釈にすぎますし、実際は、少なくとも 4, 5 日は猶予を認めることが多いでしょう。こうした猶予期間(grace period)をいかなる根拠でどの程度認めるかは各国の法律によって必ずしも同じではありません。一般に英米法とよばれる法システムのほうが期限にきびしいといえます。

英米法の原則的なルールであるコモンロー(common law)はとくに契約義務の絶対性を要求しますので、オーバーにいえば 1 日たりとも容赦はしません。これに対して、英米法を支えるもう一本の柱であるエクイティ(衡平法)は、“修正原理”の役割を果たし、厳格性を緩和します。すなわち、エクイティによると契約の履行期にわずかばかり遅れたとしても、default とはされず、grace period を認めようとしています。

コモンローとエクイティをあわせた英米法の全体からすると、厳格性は維持されないことになりかねません。そこで、調達契約など履行期を厳しく守ってもらう必要のある取引では、本来の原則に戻って厳格に法律を適用するために Time is of the essence of this contract. のような規定をおくのです。猶予期間は認められないことにはなりますが、その結果、逆に考えておかなければならない規定が生じます。

それは、waiver clause「権利放棄条項」と呼ばれる条項です。この条項には、書面によらない行動(不作為を含む)だけでは権利が放棄されない旨をうたいます。履行期を厳格にとらえると 1 日遅れても default になり解約権を生じさせます。ところが、行使せず放置していると、英米法の権利放棄の原則(doctrine of waiver)あるいは禁反言の原則(doctrine of estoppel)によって、その後の解約権行使が妨げられることになりかねません。

これらの原則は、権利を行使しなかったことによりその権利を放棄したものとみなし、または、ある行動(解約権の行使)をしようとするとき、過去にそれと矛盾することをしていた場合はその行動をできなくする考え方です。権利放棄の原則は、コモンローに基づき、禁反言の原則は衡平法から生じます。

いずれにしても、英米法の原則からくる条項・規定であることはお分かりいただけたと思います。ただ、英文契約のなかには日本法が準拠法にも指定される契約も多く、その場合に

も質問のような規定を入れる例をよく見かけます。国際契約としての英文契約は、単に国内契約として使う日本文の契約書を英訳しただけのものを指すのではないことを思い出して下さい。半ば“精神規定”に近いこうした規定は準拠法にかかわらず、英語とともにについてくることがあるわけです。言い換えれば、こうした規定には、形骸化した面もあるわけで、これを入れたから安心というわけにはいきません。あくまで履行期を厳しく守ってもらいたければ、遅延利息について規定するなど具体的に書く必要があります。

(弁護士 長谷川俊明)